

令和6年度 沖縄県観光産業実態調査事業応募要領

1 事業目的

第6次沖縄県観光振興基本計画において目指すべき将来像としている“世界から選ばれる持続可能な観光地”の形成に向け、県内の観光関連産業の実態について調査・分析を行うこと等により、実効性の高い観光施策の企画立案・評価に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和6年度沖縄県観光産業実態調査事業
- (2) 委託期間 契約の日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務概要 宿泊施設をはじめとした観光関連事業者及び観光に関する学科・コースを設定している県内の大学等を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査等を実施する。詳細は別添「企画提案仕様書」のとおり。

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (3) 沖縄県及び全国の観光産業について豊富な知識を有し、的確な分析等を行う能力があること。
- (4) 同種・類似業務の実績があり、適切かつ精度の高い統計調査を行う能力があること。
- (5) 今回の委託に際して、1名以上の専任担当者を割り当て十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(3)、(4)の要件を満たす者であること。
- (7) 応募者（共同企業体の場合は、1つの共同企業体）につき、提案は1件とする。なお、共同企業体を構成する事業者が、他の共同企業体の構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。

4 経費限度額

令和6年度提案額は7,064千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

5 応募の方法

応募に当たっては、「企画提案仕様書」及び「応募申請書類等様式一覧」を参照のうえ、申請書類を作成し、下記により持参又は郵送で提出すること。

(1) 応募書類

様式 1	企画提案応募申請書
様式 2	会社概要表（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
様式 3	調査実績書（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
様式 4	企画提案書（A4用紙12枚以内。添付するファイル形式は問わない。）
様式 5	調査委託事業の執行体制
様式 6	調査委託事業の年間スケジュール表
様式 7	積算書
様式 8	誓約書（共同企業体の場合には、連名で作成）
様式 9	質問票
※	コンソーシアム協定書 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出する。（なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。）

(2) 応募期限 令和6年5月20日（月） 17：00必着

※郵送の場合は簡易書留郵便とし、期限内に到着すること。

(3) 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり

(4) 提出部数 6部（1部は原本、残り5部は原本のコピーを提出）

(5) 応募に係る質問・回答

質問については、【様式9】に記入の上、令和6年5月13日（月）12：00までに観光政策課代表メール（aa081100@pref.okinawa.lg.jp）宛て提出することとし、併せて電話でメール受信確認を行うこと。なお、電話による質問については、原則対応しない。

質問に対する回答は、5月15日（水）までに観光政策課WEBサイトに掲載（予定）。

6 審査の実施

(1) 第一次審査（資格審査）

はじめに観光政策課において応募資格審査を行ったうえで、応募者が4社以上の場合には、第一次審査（書類審査）において3社に選定する。審査結果について、選定された者に対しては第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては結果のみをメール、文書等により通知する。

結果通知日：令和6年5月23日（木）（予定）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーションは下記ア～エにより実施する。プレゼンテーション後、選定委員会で総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。

ア 日時 令和6年5月27日（月）午後（予定。詳細は追って通知する。）

イ 場所 沖縄県庁内会議室（予定。詳細は追って通知する。）

ウ 人数 審査会場への入場者は2名以内とする。

エ 説明 提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない。

※プレゼンテーションの時間枠については応募者数に応じて決定するため、一次審査結果通知と併せて通知するものとする。

※応募者数や提案内容によっては、第二次審査としてプレゼンテーションを実施せず、書面審査とする場合がある。書面審査とする場合は別途通知する。

オ 審査基準 選定委員会での審査に当たっては、以下の事項について評価する。

①事業の趣旨、目的を理解しているか。

②確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

③合理的かつ具体性のある事業計画であるか。

④統計調査・分析業務に関する実績を有しているか。

7 選考結果の通知

最終選考結果は、令和6年6月上旬までに第二次審査参加者全員にメール・書面にて通知する。

※結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

※委託予定事業者が辞退した場合、又は県との委託業務に関する協議が整わなかった場合は、次順位の申請者を委託候補事業者とする。

8 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。ただし、各経費の計算等に影響がなければ、項目名、並び等は申請者独自の表記方法でも構わない。

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他必要と認められる費目）

ウ 再委託費（県との取決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他社に行わせるために必要な経費※）

エ 一般管理費（（人件費＋直接経費）の10%以内とする。）

オ 消費税（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」＋「ウ 再委託費」＋「エ 一般管理費」）×100分の10）

※「ウ 再委託費」は、当該業務に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体の構成員を含む。）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。（請負契約の例：ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

9 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び上記「6 審査の実施」の出席に要する費用等は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。
- (4) 委託予定事業者の選定に当たっては、実績及び提案された内容を総合評価し決定する。このため、調査業務の実施に際して県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 契約手続に関する費用は、事業者負担とする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16 第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(以下省略)

- (7) 本委託業務は再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限（令和6年5月20日（月）17：00）を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 企画競争実施の結果、契約を締結したとき、以下の項目について公表する。

〔 契約担当部局・課名、契約の名称、契約日、契約金額、契約履行期間、随意契約の根拠法令、契約の相手方の選定理由、契約の相手方の名称・住所、その他必要な事項 〕

10 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（担当：與儀・諸見里）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁8階）

電話：098-866-2763 FAX：098-866-2767 E-mail：aa081100@pref.okinawa.lg.jp